

三宅町国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月改訂

令和 3 年 3 月制定

奈良 県 三 宅 町

【 目 次 】

I. 地域の特性

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

2. 計画期間

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

1. 想定される災害（リスク）

2. リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

＜別紙＞ 推進方針の具体的な施策

I. 地域の特徴

《三宅町の位置と地勢》

本町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、東西約 3.4 km、南北約 2.0 kmと東西に細長く、面積は 406ha である。京奈和自動車道の三宅インターチェンジから約 1.5kmの位置にあり、鉄道の駅は、近鉄橿原線石見駅と近鉄田原本線但馬駅がある。

地形は平坦で、南北に曽我川、飛鳥川、寺川の3河川が南から北に流下している。

《人口の推移、年齢構成等》

本町の総人口は、平成2（1990）年から減少傾向にあり、平成27（2015）年では、6,836 人となっている。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口はともに減少が続いており、老年人口（65 歳以上）は増加している。高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は平成 27（2015）年で 32.9%と、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者となっている。

《産業構造等》

① 住民の産業別就業状況

本町の住民における就業している人（以下「就業者」という。）の数は、平成7（1995）年から減少傾向にある。産業別就業者比率の推移でみると、平成2（1990）年から平成 27（2015）年にかけて第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が増加している。

② 本町における従業者数の状況及び特化係数

本町における従業者数（町外に居住する人を含む。）については「製造業」「医療・福祉」「卸売業、小売業」の順に多くなっている。

特化係数※については「製造業」が高くなっており、本町の特性をあらわす産業であるといえる。

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本町地域計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、三宅町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本町地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和6年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

Ⅰ 人命を守る

Ⅱ 住民の生活を守る

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする。

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1.想定される災害（リスク）

住民の生活・本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害について、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検

討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本町の被害の大きいとされている奈良盆地東縁断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・町内で震度6強の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約41人、負傷者：約95人、死傷者：約136人]

○建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの

[全壊：約964棟、半壊：約718棟、全・半壊計：約1,682棟]

○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約2,518人]

○その他

- ・道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高く、通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値

は次のとおり。

＜奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）＞

	基本ケース （被害が最少の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※三宅町で想定される最大震度は基本ケースで震度5強、陸側ケースで震度6とされている。

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2)水害 ～大和川大水害～

台風10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、

8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

三宅町は、大和川水系の中流域に位置しているが、その中流域は大和川水系の中でも氾濫の可能性の高い地域であり町全域が洪水の浸水区域と想定されるなど、大雨に伴う水害が発生するおそれがある。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援

		ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

Ⅵ.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとします。
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

1 地震・水害対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。 ・地震の発生により家庭での安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策及び住宅用火災報知器設置の周知啓発を行う。 ・大規模地震時の一時避難所として、三宅町公園施設整備計画に基づき整備をおこなう。 ・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。 ・消防関係車両の定期的更新を図る。 ・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。 ・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。 ・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	・洪水ハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。 ・河川監視カメラの適正管理と映像の周知を実施する。 ・県と共に内水対策を促進する。
1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	・「自らの命は自らが守る」意識を徹底し、正しい避難行動を周知する。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・防災行政無線の維持管理に努める。 ・Jアラート等の更新、維持管理に努める。 ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 （避難行動訓練、避難所運営訓練等） ・移動系無線機器を更新する。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。 ・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。 ・災害活動用臨時ヘリポートの適正な維持管理を進める。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断	・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図る。 ・災害活動用臨時ヘリポートの適正な維持管理を進める。 ・道路啓開計画を策定する。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営避難所運営マニュアル」の策定し周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	・ 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。 ・ 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 ・ 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・ 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・ 非常用電源を確保する。
3-2 被災による治安の悪化	・ 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・ 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・ 各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。 ・ 県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。
3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊	・ 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、町道）の整備を進める。 ・ 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。 ・ 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・ 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
3-4 食料等の安定供給の停滞	・ 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、町道の強靱化と整備を促進する。 ・ 食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・ 物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ 災害活動用臨時ヘリポートの適正な維持管理に努める。
4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・ 小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができ

	るよう、機材を整備するとともに訓練により備える。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態	・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。 ・防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。 ・避難所、学校、保育所などの施設等に個別受信機を設置する。
4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、町道）の整備を促進する。 ・石油系燃料やLPGガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。
4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止	・上水道施設の耐震化を進める。 ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。 ・緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する
4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。
4-7 地域交通ネットワークが分断する事態	

	・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化
--	---

5 二次被害の防止	
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	・風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生	・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。
5-3 農地の荒廃による被害拡大	・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑が荒廃しないように努める。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。
6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。

	・長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図る。 ・交通関係、運送業者との協定の締結を図る。
--	---

《別紙 1》

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- ・ 幼稚園、小中学校施設等の耐震化等及び老朽化に伴う大規模改造等を進める。
【町】
- ・ 空き家の再生や除却・修繕等を促進する。 【町】
- ・ 空き家バンクの運営を通じ、空き家の所有者と利用者のマッチングを図る。【町】
- ・ 街なみに合致した道路と公園を整備する。【町】
- ・ 地震による道路ネットワークの遮断を回避するため、三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の補修工事と耐震補強を一体的に実施する。【町】
- ・ 消防水利（耐震性貯水槽等）の整備を推進する【町】
- ・ 消防団無償貸付車両制度及び奈良県消防力支援事業を活用し、消防団車両の更新を図る。【町】
- ・ 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。【町】
- ・ 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資機材や装備品の充実を図る。【町】
- ・ 全消防分団による訓練を定期的に行う。【町】
- ・ 町営住宅の屋根・外壁等を改修する。【町】
- ・ 公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総合改善事業により、耐震化の推進、耐火性能の向上、長寿命化等のための計画的な改修を行い、住宅ストックの改善を図る。【町】
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業及び狭あい道路整備等促進事業等を推進する。【町】
- ・ 既存木造住宅の地震に対する安全性向上のため、耐震改修工事の実施者へ、費用負担軽減を目的とした補助金を交付する。【町】
- ・ 地震等に対する安全性向上のため、倒壊する恐れのある危険なブロック塀撤去を推進する。【町】
- ・ 大規模地震時の一時避難所として、三宅町公園施設長寿命化対策支援事業にお

いて整備をする。【町】

- ・住宅等の耐震化をすすめるため、無料の耐震診断を実施する。【町】
- ・住宅等の耐震化対策及び高齢者のバリアフリー対策の推進並びに悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止をすすめるため、無料住宅相談を実施する。【町】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- ・ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、町民に周知する。【町】
- ・雨水貯留施設の整備、県による河川改修の促進、他市町村との連携など総合的な治水対策を推進する。【県・町】
- ・農業用河川工作物や農業用施設の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策を実施する。【町】

1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- ・決壊すると多大な影響を与えるため池を防災重点ため池に位置付け、詳細情報等の施設点検、耐震調査、ハザードマップ作成及び整備事業に必要な実施計画策定を実施する。【町】
- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する【町】
- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、奈良県防災行政ネットワーク並びに町の防災情報伝達機器及び通信機器の定期点検を実施する【県、町】
- ・登録制メール、町ホームページによる情報伝達手段を町民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については、瞬時に対応できるよう構築する【町】
- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防署等と平常時から共有し、支援体制を継続する【町】
- ・浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する【町】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・防災マップ等の活用や防災訓練等を通じ、一週間分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する。【町】
- ・災害発生時に人員や物資、救助・救命、医療活動のための交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、三宅町橋梁長寿命化修繕計

画に基づき、町内一円の町道上の橋梁の道路附属物の修繕工事を実施し、道路ネットワーク機能を確保する。また、修繕が必要な橋梁を正確に把握し、適切に修繕を行うために、定期点検を実施し、その結果に基づいた長寿命化計画を策定する。【町】

- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。【町】
- 家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。【町】
- 被災地への物資等の供給の停滞を防ぐために、緊急輸送道路に接続する町道の道路整備を進め、交通輸送を確保する。【町】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 防災マップ等の活用や防災訓練を通じ、一週間分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する。【町】
- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。【町】
- 自治体、各種団体、民間事業者等との間で締結している相互応援協定に即し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水・日用品等の確保などを図る。【町】
- 緊急輸送道路の整備を促進する。【町】
- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを軽減するために、三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内の重要橋梁を耐震化し、町内一円の橋梁の修繕工事を実施することで、道路のネットワーク機能を確保する。【町】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

- 自主防災組織の活動を支援する。【町】
- 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。【町】
- 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資機材や装備品の充実を図る。【町】
- 防災訓練を実施し、地域の防災力向上を図る。【町】
- 集落が孤立するリスクを防止・減少するために、集落に接続する道路機能を強化し、救助・救急活動等の活動ルートを確保する。【町】
- 災害発生時に住宅地における緊急避難場所としても活用できる、広場（緩衝緑地帯・児童遊園等）の整備を行う。【町】

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・災害発生時に医療活動が支障なく実施されるために、三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内の重要橋梁を耐震化し、町内一円の橋梁の修繕工事を実施することで、道路のネットワーク機能を確保する。【町】
- ・緊急輸送道路の整備を促進する。【町】
- ・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急及び医療活動ルートとなる道路整備を推進する。【町】
- ・奈良県防災消防ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う。【町】

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・非常用電源を整備し、照明・トイレの水洗や飲み水を確保する。【町】
- ・避難所トイレの改修及びマンホールトイレや簡易トイレ等を計画的に備蓄する。【町】
- ・避難所での感染症対策として消毒液や段ボール間仕切り等を備蓄し、感染症予防に努める。【町】
- ・災害発生時に避難所が、避難者の理解と協力を得て円滑に運営できるよう「避難所運営マニュアル」を作成更新する。【町】

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に奈良県等が行う罹災証明を発行するための研修に積極的に参加し、被害認定調査において核となる人材を育成する。【町】
- ・統合型 GIS システムの導入により、災害発生地域の把握やデータ処理を迅速かつ的確に行える体制を整備する。【町】
- ・災害時における住家の被害認定に関する協定の締結を推進する【町】
- ・内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を基に罹災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備を図る。【町】
- ・災害時に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る。【町】
- ・緊急時証明発行システムの整備を図る。【町】
- ・非常用電源・発電機の整備を図る。【町】

3-2 被災による治安の悪化

- ・警察と連携し、被災後の治安の悪化を防ぎ、町民のふるさと意識やアイデンティティの向上を図る。【町】

- ・犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯ＬＥＤ化事業や防犯カメラ設置事業等を通じて犯罪の未然防止を図る。【町】

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊・災害発生後の道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内の重要橋梁を耐震化し、町内一円の橋梁の修繕工事を実施することで、道路のネットワーク機能を確保する。【町】

- ・道路ネットワークの遮断を防ぎ、経済活動を機能不全に陥らせないために、緊急輸送道路に接続する町道の道路整備を進める。【町】
- ・災害により町内企業者等の企業の経済活動が機能不全に陥ることのないよう、治水対策施設の整備や、町内河川改修の促進、他市町村との連携など総合的な治水対策を推進する。【町】

3-4 食料等の安定供給の停滞

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。【町】
- ・家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。【町】

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・奈良県防災行政通信ネットワークの維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。【町】
- ・非常用電源・発電機の整備を図る。【町】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の維持管理を行い、発災時の町民への情報伝達に活用する。【町】

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・事業所に対して、商工会と連携し事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう周知を図る【町】

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・ＬＰガスサプライチ

エーンの機能の停止

- ・奈良県 LP ガス協会と連携し、災害時における LP ガス等の供給継続を図る。【町】
- ・地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する。【町】
- ・各部局の所管施設への非常用電源、太陽光発電・太陽光等の自然エネルギー、コージェネレーションシステム、蓄電池等の導入の検討及び関係企業・団体等への利用促進の啓発を継続する。【町】

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・水道管路耐震化を整備する。【町】
- ・配水施設の耐震化を進める。【町】
- ・水道用復旧資材の備蓄を進める。【町】
- ・給水拠点を設置し、応急給水を実施する。【町】

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・新設下水道施設の耐震化を推進する。【町】
- ・地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める。【町】
- ・「下水道ストックマネジメント方針」に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う。【町】
- ・避難人数を把握し、避難所等に必要な仮設トイレを確保する。【町】
- ・仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他の自治体や関係機関に依頼し、必要数を確保の上、優先順位に配慮して設置を行う。【町】

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・災害発生時に、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内の重要橋梁を耐震化し、町内一円の橋梁の修繕工事を実施する。また町内一円の道路施設の老朽化対策を推進する。また老朽化対策を効率的に行うために、橋梁の定期点検を実施し、その点検結果を基に長寿命化計画を策定することで、道路のネットワーク機能を確保する。【町】
- ・道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。【町】

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール、町ホームページ等による情報

伝達、また必要に応じて広報車両による広報、消防団による広報を活用し、町からの正確な情報伝達を行う。【町】

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- ・ハザードマップを作成する。【町】
- ・災害の発生を未然に防止するため、整備の必要な老朽化した農業用ため池の改修を促進する。【町】

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- ・河川に設置されている農業用水利施設である井堰における機能保全計画を策定し、農業水利施設整備・診断を実施する。【町】
- ・農地、農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進するため、基盤整備事業を継続して実施する。【町】

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物処理計画の策定を進める。【町】
- ・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。【町】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自治会及び自主防災組織等、地域コミュニティに対し、出前講座を開催し、啓発を促す。【町】

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・道路が長期間に渡って不通にならないよう、三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、町内の重要橋梁を耐震化し、町内一円の橋梁の修繕工事を実施することで、道路のネットワーク機能を確保する。【町】
- ・町道の主要路線の舗装修繕を行う事で、道路の安心・快適な通行を確保する。【町】
- ・緊急輸送道路に接続する町道の整備等により機能強化し、道路のネットワーク機能を確保する。【町】
- ・各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化及び被災者に対し、土地・家屋に関する多様な相談体制を図るため、地籍調査事業（国土調査）を行う。【町】

(別紙2)

●「3力年緊急対策」及び「補助金・交付金」を活用して実施する、国土強靱化事業

課名	実施区分	事業年度	全体事業費	区分	実施事業名	事業箇所・路線名等	事業の概要	個別施設計画	計画期間	対象となる補助金・交付金の名称
総務課	1-1	令和3年度～	0	3力年緊急対策	三宅町消防団消防ポンプ自動車貸与事業	消防ポンプ自動車	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸与			地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策
総務課	2-5.3-1 4-1.4-4	令和3年度～	150,339	3力年緊急対策	三宅町庁舎非常電源設置事業	三宅町役場庁舎	三宅町庁舎に対する非常電源装置の設置			災害時緊急電源確保計画及び消防庁舎の災害対応機能強化に関する緊急対策
まちづくり推進課	1-1.2-1 2-2.2-4 3-3.4-7 6-3	令和1年度～	187,281	補助金・交付金	橋梁長寿命化修繕事業(15m未満)	三宅町内	三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事	三宅町橋梁長寿命化修繕計画	令和1年9月から10年間	道路メンテナンス事業補助金
まちづくり推進課	1-1.2-1 2-2.2-4 3-3.4-7 6-3	令和1年度～		補助金・交付金	橋梁長寿命化修繕事業(15m以上)	三宅町内	三宅町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事	三宅町橋梁長寿命化修繕計画	令和1年9月から10年間	道路メンテナンス事業補助金
まちづくり推進課	1-1.2-1 2-2.2-4 3-3.4-7 6-3	令和1年度～	79,200	補助金・交付金	橋梁定期点検	三宅町内	橋梁の定期点検(72橋)	三宅町橋梁長寿命化修繕計画	令和1年9月から10年間	道路メンテナンス事業補助金
まちづくり推進課	1-1.2-1 2-2.2-4 3-3.4-7 6-3	令和1年度～	8,000	補助金・交付金	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	三宅町内	橋梁定期点検に基づく橋梁長寿命化修繕計画策定	三宅町橋梁長寿命化修繕計画	令和1年9月から10年間	道路メンテナンス事業補助金
まちづくり推進課	2-4.6-3	令和1年度～	380,530	補助金・交付金	町道舗装補修事業	三宅町内	舗装修繕計画に基づく舗装修繕工事	舗装修繕計画	令和1年10月～	防災・安全交付金
まちづくり推進課	2-1.2-1 4.3-3	平成30年度～	900,000	補助金・交付金	三宅1号線道路整備事業	三宅町三河地内	緊急輸送路に接続する町道拡幅工事		平成30年度～	社会資本整備総合交付金
産業管理課	1-1	令和2年度～	—	補助金・交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	三宅町内	災害に強いまちづくり推進のため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	三宅町耐震改修促進計画	R3～R7(5ヶ年)	防災・安全交付金
	1-1	令和2年度～	—	補助金・交付金	公営住宅等整備事業	三宅町内	災害に強いまちづくり推進のため、公営住宅等整備事業を推進する。	三宅町公営住宅等長寿命化計画	H26～R5(10ヶ年)	防災・安全交付金
	1-1	令和2年度～	—	補助金・交付金	空き家対策総合支援事業、空き家再生等推進事業	三宅町内	災害に強いまちづくり推進のため、空き家対策総合支援事業を推進する。	三宅町空き家対策計画	H29～R8(10ヶ年)	防災・安全交付金
	1-1	令和2年度～	145,319	補助金・交付金	三宅町公園施設長寿命化対策支援事業	三宅町内	一時避難所確保に為の公園整備工事	三宅町公園施設長寿命化計画	H27～R6(10ヶ年)	公園事業補助金
産業管理課	6-3	令和2年度～	—	補助金・交付金	地籍調査事業	県下実施地区	一筆毎の土地について調査測量を行う。	第7次国土調査事業十箇年計画	R2～R11(10ヶ年)	地籍調査費負担金
土木管理課	4-6	令和2年度～	50,000	補助金・交付金	公共下水道施設ストックマネジメント事業	三宅町内	ストックマネジメント支援事業にも基づき下水道施設の点検・調査・修繕・改築等を実施し長寿命化を図る			防災・安全交付金
土木管理課	1-2	令和6年度～	18,000	補助金・交付金	内水浸水リスクマネジメント事業	三宅町内	三宅町内水被害等軽減対策			防災・安全交付金

●上記以外の事業で、国土強靱化に資する単独事業や予算なし事業。

[illegible]